

駆除にご協力をお願いします！

SAPPORO

特定外来生物ハンドブック

—植物編—



オオハンゴンソウ・オオキンケイギク・オオフサモは、札幌市内で分布が確認されている**特定外来生物**です。特定外来生物は、外来生物法[※]により、**植えたり、生きたまま運んだりすることが禁止**されており、違反すると個人の場合3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

※ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

—札幌市—

オオハンゴンソウ



種子は4~5mm

- 北米原産のキク科の多年草で、観賞用として栽培されていたものが野生化し、道端、河川敷などで見られる。肥沃で湿った環境を好み、ときに大群落となる。
- 高さ1～3mになり、7～10月に直径6～10cmの鮮やかな黄色い花を咲かせる。
- 繁殖力が旺盛で大群落を作るため、在来植物と競合し、駆逐するおそれがある。

駆除方法

【除草】種子ができる前に、根から抜き取るか、地上部を刈り取ります。

【運搬】飛散防止のため、シートで覆ったり、ビニール袋に入れて運搬します。

【処分】清掃工場焼却処分をします。

※ 生きた状態の根・種子を運搬する場合は、手続きが必要です⇒8ページへ
ただし、次のいずれかに該当する場合は、手続き不要です。

- 種子ができる前に地上部を刈り取り、運搬する。
- 根(種子のついていない)を2、3日天日干しするなど、枯らしてから運搬する。
- 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬する。

《ポイント》

- 花が咲く時期(7～10月)は、見分けやすくなります。
- 除草は種子ができる前に行います。もし、種子ができた後に行う場合は、種子の部分をつみ取ってから作業するなど飛散防止に努めてください。
- 「抜き取り」は、根絶を目指す場合に効果的です。少しでも根茎が残ると再生する可能性があるため、丁寧に抜き取ります。また、土の中の種子が発芽することがあるため、翌年以降も生育が見られなくなるまで抜き取りを続けます。
- 「刈り取り」は、種子ができる前に行うことで、生育域の拡大防止に効果がありますが、根茎が残っている限り再生するため、毎年継続した刈り取りが必要です。
- 「表土のすき取り」を行う場合は、すき取り物(すき取った根等)と土砂をできるだけ分け、すき取り物は埋立処理場で埋立処分をしてください。また、土砂は種子等が含まれる可能性があるため、現地又は残土受入施設で20cm以上の十分な覆土により処理してください。

除草時期

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
開花・種子							開花			種子			
除草時期						抜き取り・刈り取り							

※ 時期はおおよその目安であり、現地の状況によって異なることがあります。

オオキンケイギク



道端のオオキンケイギク



花の大きさは
直径5~7cm

花びらの先は不規則
に4~5つに分かれる



花びらが散った後

種子ができた状態



種子は4~5mm



葉は細長いへら状で、
茎の下の方に集まってつく

- 北米原産のキク科の多年草で、観賞用や緑化用に使われていたものが野生化し、道端、河川敷などで確認されている。日当たりのよい環境を好む。
- 高さ50～70cmになり、6～8月に直径5～7cmの黄橙色の花を咲かせる。
- 在来植物と競合し、駆逐するおそれがある。

駆除方法

【除草】種子ができる前に、根から抜き取るか、地上部を刈り取ります。

【運搬】飛散防止のため、シートで覆ったり、ビニール袋に入れて運搬します。

【処分】清掃工場焼却処分をします。

※ 生きた状態の根・種子を運搬する場合は、手続きが必要です⇒8ページへ
ただし、次のいずれかに該当する場合は、手続き不要です。

- 種子ができる前に地上部を刈り取り、運搬する。
- 根(種子のついていない)を2、3日天日干しするなど、枯らしてから運搬する。
- 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬する。

＜ポイント＞

- 花が咲く時期(6～8月)は、見分けやすくなります。
- 除草は種子ができる前に行います。もし、種子ができた後に行う場合は、種子の部分をつみ取ってから作業するなど飛散防止に努めてください。
- 「抜き取り」は、根絶を目指す場合に効果的です。少しでも根茎が残ると再生する可能性があるため、丁寧に抜き取ります。また、土の中の種子が発芽することがあるため、翌年以降も生育が見られなくなるまで抜き取りを続けます。
- 「刈り取り」は、種子ができる前に行うことで、生育域の拡大防止に効果がありますが、根茎が残っている限り再生するため、毎年継続した刈り取りが必要です。
- 「表土のすき取り」を行う場合は、すき取り物(すき取った根等)と土砂をできるだけ分け、すき取り物は埋立処理場で埋立処分をしてください。また、土砂は種子等が含まれる可能性があるため、現地又は残土受入施設で20cm以上の十分な覆土により処理してください。

除草時期

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
開花・種子						開花						
除草時期					抜き取り・刈り取り							

※ 時期はおおよその目安であり、現地の状況によって異なることがあります。

オ オ フ サ モ



(写真提供: 堺市)



(引用: 西宮の湿生・水生植物)



(引用: 西宮の湿生・水生植物)

- 南米原産の多年生の水生植物で、観賞用の水草に使われていたものが捨てられて野生化し、湖沼、河川などの日当たりのよい、水深の浅い場所に生育する。
- 根は水底にあり、水面上に高さ20～30cmほどの緑白色の茎を出す。
- 6月頃に、葉の付け根に小さな白い花を咲かせるが、日本で見られるのは雌株のみであり、種子の生産は確認されていない。
- 水の流れを妨げたり、在来植物と競合し、駆逐するおそれがある。

駆除方法

【除草】根から抜き取って、陸揚げします。

【運搬】飛散防止のため、シートで覆ったり、ビニール袋に入れて運搬します。

【処分】清掃工場で焼却処分をします。

※ 生きた状態の茎・根・種子を運搬する場合は、手続きが必要です⇒8ページへただし、次のいずれかに該当する場合は、手続き不要です。

- 殺処分を目的として、陸揚げをする(この場合、水生植物のオオフサモは、陸揚げした時点で枯死するものと見なされる。)
- 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬する。

＜ポイント＞

- 除草の際は、下流に流出しないようネットを張るなど拡散防止に努めてください。
- 根茎で増え、ちぎれた茎からも再生するため、茎や根の断片も残らず取り除いてください。
- 抜き取った茎・根は、天日干しして乾燥させるなど、できるだけ枯らしてから運搬してください。

除草時期

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
開花						開花						
除草時期				抜き取って陸揚げ								

※ 時期はおおよその目安であり、現地の状況によって異なることがあります。

一度持ち込まれた外来種を取り除くのは、とても困難です。外来種対策には、みなさんのご理解とご協力が不可欠です！

○ 外来種被害予防三原則

- 1 **入れない** 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を“入れない”
- 2 **捨てない** 飼育・栽培している外来種を“捨てない”
- 3 **拡げない** すでに野外にいる外来種を他の地域に“拡げない”

◆特定外来生物の取扱いには、手続きが必要な場合があります

除草したオオハンゴンソウ・オオキンケイギク・オオフサモの根・種子等を生きたまま運搬する場合は、防除従事者証の交付を受けたり、関係地域住民等に周知するなど防除の手続きが必要になる場合があります。事前にご相談ください。

手続き窓口

- ◎受注した工事や草刈等維持管理業務に伴う場合
⇒ 工事や草刈等維持管理業務の発注課
- ◎指定管理者として施設の管理運営に伴う場合
⇒ 施設の所管課
- ◎公園、森林、河川等でボランティアとして草刈を行う場合
⇒ 公園、森林、河川等の管理者
- ◎上記以外 ⇒ 札幌市環境局環境管理担当課

次の場合は手続き不要です。駆除にご協力をお願いします。

○市民活動団体などが行う小規模な駆除活動の場合

- 1 掲示板やホームページ等で、いつどこで行うかを告知します。
 - 2 除草した刈草は、袋に入れてしっかりと口をしぼり、保管します。
 - 3 清掃工場に運搬して焼却処分をします。
- ※ 駆除を行う場所の管理者に相談し、了解を得てから行ってください。

○自宅の庭などで見つけて駆除する場合

- 1 種子ができる前に、根から引き抜きます。
- 2 その場で2、3日天日にさらして枯らせます。
- 3 ごみ袋に入れて、「枝・葉・草」か「燃やせるごみ」として出します。

※ 種子がある場合は、周りに飛散しないよう種子をつみ取ってから駆除を行ってください。つみ取った種子は発芽防止のため、「燃やせるごみ」として出すようお願いします。

※ オオハンゴンソウ・オオキンケイギク・オオフサモの見分け方は、環境省ホームページの同定マニュアルも参考にしてください。

【環境省HP】日本の外来種対策：特定外来生物の見分け方（同定マニュアル）
<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual.html>



【お問い合わせ先】

札幌市環境局環境管理担当課

平成 28 年 11 月発行

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎 12 階

電話：011-211-2879 / FAX：011-218-5108

札幌市 生物多様性

検索



さっぽろ市
02-002-16-1730
28-2-1029